第1679 号 (週刊)

# 2019年9月30 春日井民商だより

春日井民主商工会発行 TEL 0568-81-1482 FAX 0568-81-9756

10

月からの消費税増税が目前に迫っています

10

http://kasugaiminsyo.st1.jp

率の導入に伴い、きわめて煩雑な作業が増えるため、

に備えておくことは必要です。

複数税率導入で、きわめて煩雑な計算が必要になります

来年の消費税の申告では、

中止を求める立場ですが、増税が強行された場合、

複数税

が目前に迫っています。民商としてはあくまで消費税増税

月1日からの消費税率の引き上げ・複数税率の導入

## 率への不安の声が上がっています

ます。

ならず

甲告書も1枚で収まらなくなり、

される売上や仕入のある方の場合、

10

月以降の分は

則課税を選択している人で飲食料品等「軽減税率」の適

月以後の分を区別して計算する必要がありますが、

減税率」 が適用される分とそうでない分も区別しなければ

添付する付表も4種類になります。

第一表・第二表に分かれ

ら予定を空けて、 、します。

を開催します。

10

月 25

日

(金) は、今か

税金学習会

なごや経

税金学習会に参加をお願

理の西村匡史税理士を講師に、

7時からレディヤン春日井にて、

春日井民商では

月25日(金)、

夜

ま さ 。 10 不安の声が数多く寄せられています すでに多くの会員から、

複数税率につ

るためには、 買い替える必要がある方も出てきます。 記帳をしている方が複数税率等に対応させ て不安の声が上がっています。 ンにアップデートする必要があり、 会計ソフトを最新のバージョ

費税額の計算は必要ありませんが、課税売上高を9月以前 簡易課税を選択している人は、 月以後に分けて計算する必要はあり 実際の課税仕入に係る消

10月25日(金) 夜7時~

゙ィヤン春日井

1会議室 史税理士

(なごや経理)

申し込みはお早めに!

毎年す お待たせしました、今年も催行決定! ますので、申込はお早めに! ぐ満席になり

:10月27日(日)朝8時出発

集合場所:勝川駅南口 個人負担:4,000円

(参加は共済加入者に限る)







毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。

消費税宣伝を行いました

売上・仕入とも9月以前と

### で増加反対を



春日井民商では婦人部を中心に、 曜日に、清水屋前で消費税宣伝を行っています。

10 月の消費増税直前最後の宣伝を9月 24 日 「もう決まったことだから」 に行いました。 いうあきらめの声もありましたが、 |増税して も社会保障はちっとも良くならない」との声も あり、対話が弾みました。